

(1) 松山市空家等対策計画とは

本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条第1項に規定する空家等対策計画で、国が定めた基本指針に則して、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。本市では平成30年3月に策定しました。

(2) 中間見直しとは

当初の計画期間である10年間の途中で、社会情勢の変化や本市の空き家の状況等に応じて計画内容の見直しを行うものです。

(3) マンション管理適正化推進計画とは

令和2年に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が改正されたことにより、国が定めた基本方針に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて、マンションの管理適正化を効率的に推進するために作成できるようになったものです。

【計画期間】

年度	平成30 (2018)	令和6 (2024)	令和10 (2028)
空家等対策計画			
マンション管理適正化 推進計画			

松山市空家等対策計画中間見直し(案)の概要 2/2

(マンション管理適正化推進計画を含む)

(4) 見直し内容

高齢化や過疎化の進行により、今後さらなる増加が見込まれる危険な空き家への対策等のため、主に以下の内容について見直します。

1. 空き家の発生抑制【見直し】

- ・ 空き家対策の啓発チラシを固定資産税納税通知書等に同封
- ・ あらゆる世代への意識啓発のため、まちかど講座の開催

2. 空き家の適切な管理【見直し】

- ・ 空き家対策の啓発チラシを固定資産税納税通知書等に同封
- ・ 空き家対策の啓発チラシをお悔み等の窓口に設置

3. 空き家の有効活用【見直し】

- ・ 空き家バンクの活用
- ・ 協定団体と連携した相談体制の充実

4. 管理不全な空き家への対策【見直し】

- ・ 通常想定される除却費と比較して高額となるために除却が進まない島嶼部等の危険な空き家についての新たな助成制度の検討

5. 目標の設定【見直し】

- ・ 5年間で除却の助成制度を活用し、200件の危険な空き家を除却
- ・ 5年間で所有者等に対し、2,500件の維持管理の指導等

6. マンション管理適正化推進計画【新規】

- ・ 市内の分譲マンションの現状と課題
- ・ マンション管理の適正化に関する目標
- ・ マンション管理の適正化の推進を図るための施策
- ・ 管理組合によるマンションの管理指針